

平成 30 年度第 2 回大阪府環境審議会の開催結果の概要

日 時:平成 30 年 12 月 5 日(水)午後 2 時～

場 所:プリムローズ大阪(2階)「鳳凰(東)」

1 審議事項

(1)大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について(答申案)

平成 29 年 6 月 6 日に知事から諮問があった、改正された土壌汚染対策法と整合した大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について、平成 29 年 12 月 7 日に行った第一次報告の後、引き続き、専門的な見地から土壌汚染対策検討部会において検討を行い、とりまとめた結果が、第二次報告として平田部会長から報告された。審議の結果、部会の報告をもって環境審議会の第二次答申とされた。

【部会報告の主な内容】

○土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

調査が猶予されていたり操業中の条例の対象施設に係る工場等の敷地について、一定規模以上の土地の形質変更を行う際に、土地の利用履歴等を調査し、有害物質の使用等の履歴があった場合には、土壌汚染状況調査を行い、その結果を報告するものとするのが適当(規模要件は法と同様とする。)

○要措置管理区域内における汚染の除去等に係るリスク管理の強化

改正法では、要措置区域における汚染の除去等の措置について、知事は土地所有者等に対して汚染除去等計画の提出を指示するものとし、同計画書に記載された措置が技術的基準に適合していないと認めるときは、その変更を命ずることができることとされており、条例においても、同様の制度とすることが適当。

○要届出管理区域内におけるリスクに応じた規制の合理化

改正法では、以下のとおり規制が合理化されており、条例においても、同様の制度とすることが適当。

- 土壌の汚染が専ら自然又は埋立材に由来し、健康に係る被害が生じるおそれがない形質変更時要届出区域における土地の形質変更については、土地所有者等が知事にその施行方法等の確認を受けた場合は、事前届出に代えて一定期間ごとの事後届出とする。
- 基準不適合が専ら自然又は埋立材による汚染土壌について、事前届出を行うことにより、汚染土壌処理施設での処理に代えて、土壌の汚染状態や地質が同じ他の指定区域への移動を行うことを可能とする。
- 同一の契機によって行われた土壌汚染状況調査の結果に基づいて区域指定された区画間において、事前届出を行うことにより、汚染土壌の移動を行うことを可能とする。

○府域の状況からみた土壌汚染対策に関する課題への対応

- 土地所有者等による有害物質使用施設に関する情報の把握等

有害物質使用施設の設置者がその操業中に土地所有者等に対し、有害物質の使用に関する情報を提供する努力義務規定を設けることが適当。

○ 自主調査等の指針における適切な自主調査の実施や基準不適合土壤の措置

自主調査等の指針に、自主調査により基準不適合が判明した土地において行う形質変更に係る事項を加えることが適当。

○ 自主調査の結果に基づく区域指定

自主調査で法が対象とする 26 物質以外の管理有害物質(ダイオキシン類)の基準不適合が判明した土地について、区域指定の申請を行うことができることとすることが適当。

○ 汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導指針

知事が汚染土壤処理業の許可の申請に係る指導指針を定めることが適当。

2 報告事項

(1) 温泉法に基づく温泉掘削等許可について(温泉部会報告)

平成 30 年 8 月 31 日に知事から諮問があった温泉法に定める温泉掘削等許可(1件)について、温泉部会で審議し、許可することに支障なしと同日付けで答申したことを事務局から報告した。

(2) 大阪 21 世紀の新環境総合計画の点検評価結果(毎年度サイクル)について(環境総合計画部会報告)

平成 30 年 8 月 17 日に開催した環境総合計画部会において、環境総合計画の毎年度サイクルの点検評価を行い、施策事業は概ね順調に進んでいると評価したことや、次期環境総合計画策定について、意見交換したことについて、石井環境総合計画部会長から報告された(詳細は、事務局から報告した)。

(3) 大阪府地球温暖化対策実行計画及びおおさかヒートアイランド対策推進計画の進捗状況について(温暖化対策部会報告)

平成 30 年 11 月 3 日に開催した温暖化対策部会を開催において、「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下「実行計画」)の進捗状況については、「温室効果ガス排出量は実行計画の基準年度や前年度と比べ増加しており、今後の傾向を注視する必要がある。府の施策や事業をより分かりやすく効果的に発信して、家庭部門を中心に省エネ・省 CO2 の取組みにつなげること、また、「適応」に関する取組みを今後も充実することが重要である。」ことを確認し、「おおさかヒートアイランド対策推進計画」(2015～2025 年度)の進捗状況については、「地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数は、目標に向かって減少傾向にある。一方で、今夏の記録的猛暑や熱中症搬送人員数を勘案すると、夏の暑熱環境改善に向けた取組みの一層の推進が必要である。」ことを確認したことを事務局から報告した。

(4) 基金活用事業等の審査結果等について(環境・みどり活動促進部会報告)

平成30年7月20日、8月3日、10月10日、10月19日に開催した環境・みどり活動促進部会において審議した「実感できるみどりづくり事業」や「みどりづくり活動助成事業」の審査結果等について遠藤委員から報告され、「地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業」や「環境保全活動補助金事業(2次募集)」の審査結果や「おおさか環境賞」の選考結果について事務局から報告した。

(5)循環型社会形成推進条例に基づくりサイクル製品の認定について(リサイクル製品認定部会報告)

平成30年9月7日に知事から諮問があったリサイクル製品の認定について、リサイクル製品認定部会で審議し、10製品全てを認定することが適当であると同日付けで答申したことを事務局から報告した。

3 その他

(1)大阪府における海洋プラスチックごみ対策の取組みについて(事務局報告)

海洋プラスチックごみの現状や大阪府における海洋プラスチックごみ対策の取組みについて事務局から報告した。

以 上